

東部堆肥センターが4月より供用開始

4月15日、東区戸島に整備された東部堆肥センターの落成式が行われました。同施設は、①市民の生活に欠かすことができない地下水への硝酸性窒素の汚染防止、②家畜の飼養に

伴う臭気の発散の軽減、③周辺環境と調和のとれた畜産業の発展を目的に整備されました。年間2万3338トンの畜産排泄物を受け入れ、堆肥として製品化する役割を果たしています。

地下水の汚染防止に貢献

生活用水の100%を地下水によってまかなっている熊本市にとって、良質な地下水を保全していくことは大切な課題です。

しかし、畜産の飼育による排せつ物が適切に処理されず、右表のように地下水へと浸透し、地下水を汚染していることがこれまで指摘をされてきました。

右下のグラフは、東部地域における硝酸性窒素濃度の変化で、近年数値が上昇しています。

畜産による排泄物を適切に処理し、堆肥化することで、白川中流域から健軍水源地等へ流れる地下水の汚染防止に同施設の果たす役割は重要です。

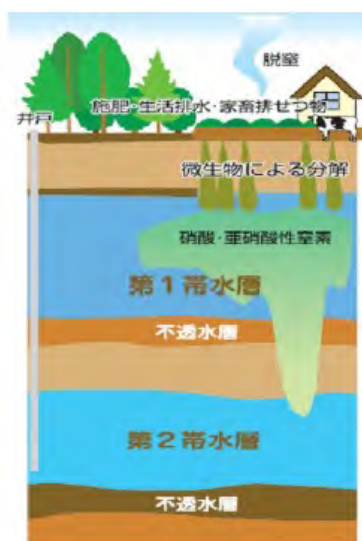


図1-3 硝酸性窒素による地下水汚染の概念図

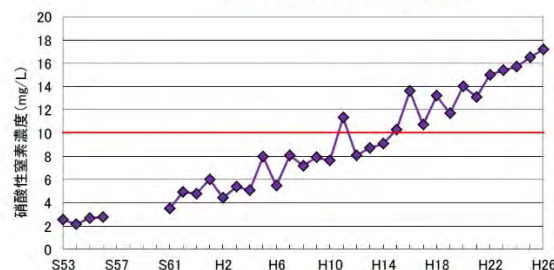


図1-7 東部地域における硝酸性窒素濃度の経年変化（託麻地区水質監視井戸）

日本共産党 市議会だより

熊本市中央区手取本町1-1 3階
発行：日本共産党熊本市議団
上野みえこ なすまどか 山部ひろし

NO. 1137
2019年4月21日号
電話 328-2656
FAX 359-5047

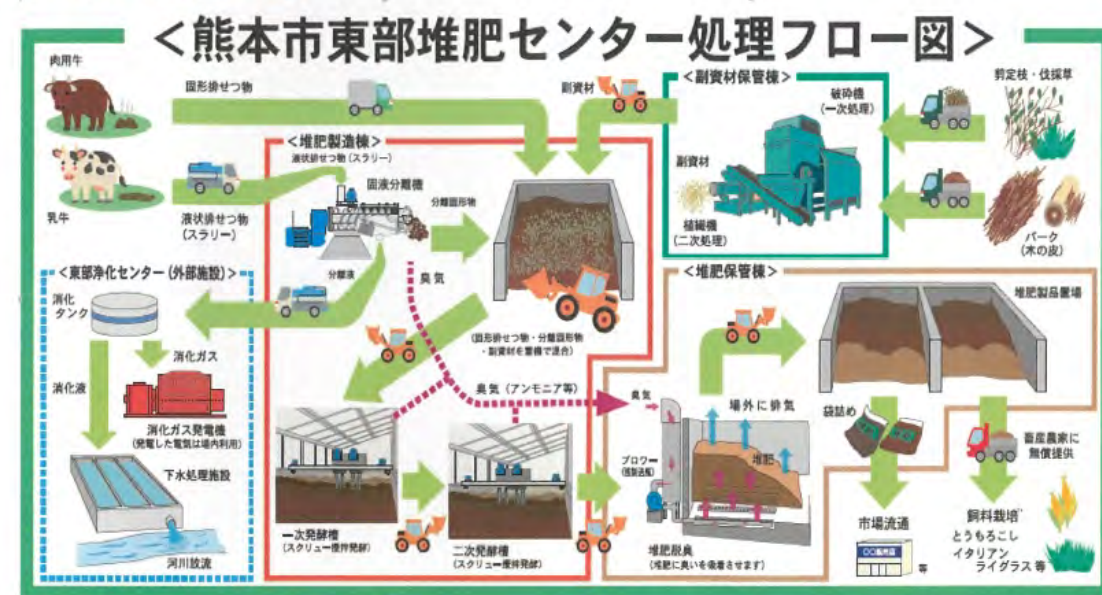
メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

HP：共産党 熊本市議団



検索

【4】堆肥化フロー図



家畜農家によって持ち込まれた排泄物等は、液体と固形物に分けられ、液体は、発電などに利用されます。また、固形物はおがくずなどと混ぜられ、2カ月ほどの時間をかけ堆肥に加工され、餌となる飼料栽培の堆肥として利用されるほか、市場にも流通される予定です。

【控え室から】

熊本地震から3年、真の復興へ

上野みえこ



熊本地震から今月でちょうど3年を迎えました。すべての方々の1日も早い復旧・復興をとり組んで来た毎日でした。

しかし、街中いたるところに増えている空き地、少なくなつたものの残されたブルーシートは、復興道半ばを物語っています。熊本市内だけでも、プレハブ仮設・みなし仮設入居者はまだ8000人を超えています。

これまでの支援のあり方を立ち止まって見直し、「ひとりひとりが必要とされている支援とは？」、改めて考える時ではないかと思っています。

再建に絶対に足りない支援金、私たちが求めて来たように、一部損壊・半壊へも支給し、金額を抜本的に引き上げるべきです。仮設住宅の延長を自宅再建の遅れだけに狭めていることも、被災者の復旧に鞭（むち）を当てることになっていきます。

復興とは、支援を狭め、打ち切っていくことではありません。必要な支援をきちんと行つて、地震前の生活を取り戻していくことです。そのために、いただいた議席でしっかりと取り組んでいきます。

小学生・中学生がいらっしゃるみなさん 就学援助制度をご存知ですか？

就学援助とは、経済的な理由で、就学費用が負担できない家庭の子どもたちへ、その費用の援助をする制度です。

就学援助が決定すれば、学用品代・給食費・修学旅行費などが支給されます。

子どもの貧困が大きな社会問題と

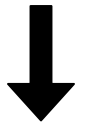
なる中で、家庭の経済状況によらず、子どもたちが等しく教育を受けることができるための制度の一つです。申請はいつでもできます。お問い合わせ質問などある方は、共産党市議団（328-2656）までお寄せ下さい。

次のいずれかに該当する方が就学援助を利用できます

- ① 生活保護の停止または廃止となった世帯
- ② 市民税の非課税・減免を受けている世帯
- ③ 国民年金の免除を受けている世帯（1/4免除は除く）
- ④ 児童扶養手当が支給されている世帯（母子家庭にくわえて父子家庭も可）
- ⑤ ①～④には該当しないが、特別な事情により経済的な理由で子どもを就学させることが困難な場合。



**例えばこんな場合も
就学援助の対象です**



⑤には「経済的な理由」とありますが、所得の基準が設けられています（市議団としても議会で取り上げ実現できました）。

生活保護基準の1.3倍の所得以下の世帯が対象となりますが、目安は右の表のとおりです。

※障がいの有無などにより基準は変わってきます。

世帯の人数	所得基準額	給与収入の金額 (目安)
2人	197万円	307万円
3人	244万円	372万円
4人	288万円	427万円
5人	326万円	475万円
6人	365万円	523万円
7人	406万円	575万円
8人	453万円	633万円
9人	500万円	688万円
10人	547万円	741万円

就学援助によって支給される費目や金額

	小学校	中学校
学用品費等	1年 12,990円	1年 24,590円
	2～6年 15,220円	2～3年 26,820円
補助教材費	5・6年 4,000円	3年 4,700円
	3・4年 4,300円	
新入学児童生徒学用品費（※1）	40,600円	47,400円
修学旅行費	実費	実費
校外活動費	実費	実費
	※金峰山少年自然の家等で実施される宿泊を伴う校外活動に係る経費	※宿泊を伴う校外活動に係る経費
学校給食費	実費	実費
通学費	実費（※2）	実費（※2）
医療費	実費（※3）	実費（※3）

※1 小中学校 1 年生で入学式までの認定者のみが対象となります。

※2 距離要件があります。

※3 学校保健安全法施行令第 8 条に定める疾病の治療のための医療に要する経費

所得基準の引き上げ、PTA会費・生徒会費・部活動費の支給など改善を求めてきました！

日本共産党市議団は、これまで就学援助の所得基準の引き上げ（相模原市は生活保護基準の1.5倍）や、国が交付税の算定に入れているPTA会費、生徒会費、部活動費なども費目に加えるよう求めてきました。

より利用しやすい就学援助制度へ改善していくために引き続き頑張ります